

中小企業等協同組合法施行70周年 及び 中小企業団体の組織に関する法律施行60周年記念式典が開催されました

11月26日(火)、東京都港区「ANAインターコンチネンタルホテル東京」において、全国中小企業団体中央会と都道府県中小企業団体中央会の共催により標記式典が開催され、山形県からは優良組合3組合、組合功労者1名、組合専従優良職員8名の方々が表彰されました。

山形県受表彰者一覧(順不同・敬称略)

《中小企業等協同組合法施行70周年の部》

【優良組合等】

◆経済産業大臣賞表彰

協同組合米沢総合卸売センター

◆中小企業庁長官賞表彰

協同組合山形プロパンガス保安センター

【協同組合等功労者】

◆中小企業庁長官賞表彰

滝田 俊一郎 氏(山形県米穀集荷協同組合 理事長)

【組合専従優良職員】

◆全国中小企業団体中央会会長表彰

菅原 英 氏(庄内農業機械商工業協同組合)

加藤 直子 氏(上山十日町商店街振興協同組合)

阿部 英之 氏(山形県水産物商業協同組合連合会 事務局長)

金子 幸子 氏(山形県農業機械商業協同組合)

松木 由美子 氏(山形トラック運送事業協同組合)

《中小企業団体の組織に関する法律施行60周年の部》

【優良商工組合等】

◆中小企業庁長官賞表彰

協業組合長井西置賜車検センター

【組合専従優良職員】

◆全国中小企業団体中央会会長表彰

近江 千恵子 氏(県北自動車整備協業組合)

佐藤 伸二 氏(米沢織物工業組合 事務長)

高橋 淳一 氏(山形県石油商業組合 事務局長)

～誠にありがとうございます～

組合運営

Q & A

質問内容

Q

持分払戻しの経理処理について

回答内容

A

一般に行われている持分計算は次の公式による改算式によっている。

$$\text{組合の正味財産額} = \text{貸借対照表の自己資本額} + \text{土地建物等の含み益} - \text{その期の出資配当利用分量配当} - \text{教育情報費用繰越金}$$

$$\text{脱退組合員に対する持分払戻額} = \text{組合の正味財産額} \times \frac{\text{脱退組合員の出資口数}}{\text{総出資口数}}$$

したがって、計算された持分払戻額は、出資金の部分、資本準備金の部分、利益剰余金の部分の3区分よりなるといえる。資本準備金は本人が拠出した加入金の額であり、税法上益金に算入されない。したがって、払戻し持分額のうち出資金の部分と資本準備金の部分のほかの、利益剰余金部分は、土地建物等の「含み益」も含み、税法上「みなし配当」とされ、源泉徴収が必要である。

これら持分の払戻の会計処理は出資金の部分と資本準備金の部分については次の仕訳を行う。

(借方)出資金××× (貸方)未払金×××

(借方)資本準備金××× (貸方)未払金×××

なお、出資金については年度末に、資本準備金については総会終了日に振替える。利益準備金の部分については、総会終了日に未払金に振替えてもよいが、明瞭表示の上から剰余金処分案を通じて行うのが適当と考える。